

## 【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書				
22. 証拠金等の出金	<p><b>【外貨】</b>  <u>ニューヨーククローズまでに受け付けた出金</u>については、翌々営業日までに                      出金します。但し、通貨によって翌々営業日が該当する外国通貨の母国市場の                      休業日にあたる場合は、スポット応答日が異なる為、出金日が異なる場合がご                      ざいます。この時、出金日は日本、当該外国通貨の母国市場に共通する営業日                      が出金日となり得ます。</p> <p>また、弊社では、お客様が出金依頼を行なった翌営業日に、順次送金手続き                      を行いますが、弊社にて送金手続きを開始してから着金確認が取れるまでの間、                      出金依頼を取り消しする事はできません。</p> <p>尚、弊社にて送金手続きを行う時点で追証が発生している場合には、その出                      金依頼は取り消されます。</p> <p>外貨送金手数料は無料です。尚、ご登録頂いている金融機関によっては、リフ                      ティングチャージ等の手数料が徴収される場合がございます。</p>	<p><b>【外貨】</b>  <u>当日 24 時まで</u>に受け付けた出金については、翌々営業日までに                      出金します。但し、通貨によって翌々営業日が該当する外国通貨の母国市場の休業日にあ                      たる場合は、スポット応答日が異なる為、出金日が異なる場合がございます。こ                      の時、出金日は日本、当該外国通貨の母国市場に共通する営業日が出金日とな                      り得ます。</p> <p>また、弊社では、お客様が出金依頼を行なった翌営業日に、順次送金手続き                      を行いますが、弊社にて送金手続きを開始してから着金確認が取れるまでの間、                      出金依頼を取り消しする事はできません。</p> <p>尚、弊社にて送金手続きを行う時点で追証が発生している場合には、その出                      金依頼は取り消しされます。</p> <p>外貨送金手数料は無料です。尚、ご登録頂いている金融機関によっては、リフ                      ティングチャージ等の手数料が徴収される場合がございます。</p>				
24. 証拠金等に関する用語	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">維持証拠金額</td> <td>                     ポジションを維持する為に必要となる金額です。                      [毎ニューヨーククローズレート (MID) ×1 万通貨×<u>4%</u>] (※1)                      ×取引数量 (※2)                      ※1. [ ] 内は、1,000 円未満を切り上げて、1,000 円単位と                      なります                      ※2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨な                      ら「×50」、3,000 通貨なら「×0.3」となります。                      ※南アフリカランド/円の場合のみ、[ ] 内の単位及び取引数                      量は、10 万通貨単位となります。                      ※複数通貨のポジションを保有している場合は、各通貨ペア毎                      に計算し合算して算出されます。                 </td> </tr> </table>	維持証拠金額	ポジションを維持する為に必要となる金額です。 [毎ニューヨーククローズレート (MID) ×1 万通貨× <u>4%</u> ] (※1) ×取引数量 (※2) ※1. [ ] 内は、1,000 円未満を切り上げて、1,000 円単位と なります ※2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨な ら「×50」、3,000 通貨なら「×0.3」となります。 ※南アフリカランド/円の場合のみ、[ ] 内の単位及び取引数 量は、10 万通貨単位となります。 ※複数通貨のポジションを保有している場合は、各通貨ペア毎 に計算し合算して算出されます。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">維持証拠金額</td> <td>                     ポジションを維持する為に必要となる金額です。                      [毎ニューヨーククローズレート (MID) ×1 万通貨×<u>2%</u>] ×取                      引数量                      ※1. [ ] 内は、1,000 円未満を切り上げて、1,000 円単位と                      なります                      ※2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨な                      ら「×50」、3,000 通貨なら「×0.3」となります。                      ※南アフリカランド/円の場合のみ、[ ] 内の単位及び取引数                      量は、10 万通貨単位となります。                      ※複数通貨のポジションを保有している場合は、各通貨ペア毎                      に計算し合算して算出されます。                 </td> </tr> </table>	維持証拠金額	ポジションを維持する為に必要となる金額です。 [毎ニューヨーククローズレート (MID) ×1 万通貨× <u>2%</u> ] ×取 引数量 ※1. [ ] 内は、1,000 円未満を切り上げて、1,000 円単位と なります ※2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨な ら「×50」、3,000 通貨なら「×0.3」となります。 ※南アフリカランド/円の場合のみ、[ ] 内の単位及び取引数 量は、10 万通貨単位となります。 ※複数通貨のポジションを保有している場合は、各通貨ペア毎 に計算し合算して算出されます。
維持証拠金額	ポジションを維持する為に必要となる金額です。 [毎ニューヨーククローズレート (MID) ×1 万通貨× <u>4%</u> ] (※1) ×取引数量 (※2) ※1. [ ] 内は、1,000 円未満を切り上げて、1,000 円単位と なります ※2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨な ら「×50」、3,000 通貨なら「×0.3」となります。 ※南アフリカランド/円の場合のみ、[ ] 内の単位及び取引数 量は、10 万通貨単位となります。 ※複数通貨のポジションを保有している場合は、各通貨ペア毎 に計算し合算して算出されます。					
維持証拠金額	ポジションを維持する為に必要となる金額です。 [毎ニューヨーククローズレート (MID) ×1 万通貨× <u>2%</u> ] ×取 引数量 ※1. [ ] 内は、1,000 円未満を切り上げて、1,000 円単位と なります ※2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨な ら「×50」、3,000 通貨なら「×0.3」となります。 ※南アフリカランド/円の場合のみ、[ ] 内の単位及び取引数 量は、10 万通貨単位となります。 ※複数通貨のポジションを保有している場合は、各通貨ペア毎 に計算し合算して算出されます。					
25. 値洗いとレバレッジ	<p>外貨 ex ではニューヨーククローズ毎に値洗いを行い評価レートを決定しま                      す。評価レートは毎ニューヨーククローズの MID レートとなり、ユーロ/米ドル、                      ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、ニュージーランドドル/米ドルの場合には、米                      ドル/円のニューヨーククローズレート (MID) を乗じた数値となります。</p> <p>上記で決定した評価レートによって、取引に必要な 1 万通貨あたり (南アフ                      リカランド/円の場合 10 万通貨あたり) の取引証拠金額を算出しますが、その                      取引証拠金額は各レバレッジコース毎、各通貨ペア毎に異なりますので、算出</p>	<p>外貨 ex ではニューヨーククローズ毎に値洗いを行い評価レートを決定しま                      す。評価レートは毎ニューヨーククローズの MID レートとなり、ユーロ/米ドル、                      ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、ニュージーランドドル/米ドルの場合には、米                      ドル/円のニューヨーククローズレート (MID) を乗じた数値となります。</p> <p>上記で決定した評価レートによって、取引に必要な 1 万通貨あたり (南アフ                      リカランド/円の場合 10 万通貨あたり) の取引証拠金額を算出しますが、その                      取引証拠金額は各レバレッジコース毎、各通貨ペア毎に異なりますので、算出</p>				

方法については下の表をご参照下さい。  
 尚、弊社ではレバレッジコースを1倍、10倍、25倍、50倍、100倍、200倍の6種類ご用意しており(50倍以上のコースは法人のお客様のみ選択可能です)口座開設後のレバレッジコース変更に関しては、別途弊社が指定する方法により同意して頂く事を条件として、コースの指定を変更する事が可能です。

コース名	個人	法人	算出方法
レバレッジ1倍コース	○	○	評価レート×1万通貨×100%
レバレッジ10倍コース	○	○	評価レート×1万通貨×10%
レバレッジ25倍コース	○	○	評価レート×1万通貨×4%
レバレッジ50倍コース	×	○	評価レート×1万通貨×2%
レバレッジ100倍コース	×	○	評価レート×1万通貨×1%
レバレッジ200倍コース	×	○	評価レート×1万通貨×0.5%

方法については下の表をご参照下さい。  
 尚、弊社ではレバレッジコースを1倍、10倍、25倍、50倍、100倍、200倍の6種類ご用意しており(100倍以上のコースは法人のお客様のみ選択可能です)口座開設後のレバレッジコース変更に関しては、別途弊社が指定する方法により同意して頂く事を条件として、コースの指定を変更する事が可能です。

コース名	個人	法人	算出方法
レバレッジ1倍コース	○	○	評価レート×1万通貨×100%
レバレッジ10倍コース	○	○	評価レート×1万通貨×10%
レバレッジ25倍コース	○	○	評価レート×1万通貨×4%
レバレッジ50倍コース	○	○	評価レート×1万通貨×2%
レバレッジ100倍コース	×	○	評価レート×1万通貨×1%
レバレッジ200倍コース	×	○	評価レート×1万通貨×0.5%

**26. 評価損益**

評価損益は買ポジション(買建玉)の場合は、オファー価格(Askレート)、売ポジション(売建玉)の場合は、ビッド価格(Bidレート)を基に反対レートで算出されます。  
 ※ドルストレートの場合、米ドル/円のレート(評価益の場合Bid、評価損の場合Ask)を乗じた数値となります。

ロスカット等を判断する際に採用する為替レートは、買ポジション(買建玉)の場合は、オファー価格(Askレート)、売ポジション(売建玉)の場合は、ビッド価格(Bidレート)に基づいて評価損益を計算します。

**30. 追証ルール(個人口座のみ)**

追証チェックの時点(5.取引時間のシステムメンテナンス時間)で、お客様の実預託額が維持証拠金額を下回っていた場合、追証が発生します。  
 追証が発生した場合、追証チェックの時点に、お客様の実預託額が維持証拠金額[評価レート×1万通貨×4%](※1)×取引数量(※2)を下回った不足分の金額(追証金額)を追証発生日の24時までには解消して頂く必要があります。  
 尚、翌営業日が非銀行営業日の場合には、追証チェックは行われません。

追証チェックの時点(5.取引時間のシステムメンテナンス時間)で、お客様の実預託額が維持証拠金額を下回っていた場合、追証が発生します。  
 追証が発生した場合、追証チェックの時点に、お客様の実預託額が維持証拠金額[評価レート×1万通貨×2%](※1)×取引数量(※2)を下回った不足分の金額(追証金額)を追証発生日の24時までには解消して頂く必要があります。  
 尚、翌営業日が非銀行営業日の場合には、追証チェックは行われません。

**34. 受渡日**

受渡日は、当該注文が発生した日の翌々営業日になります。

現受け・現渡し注文の際の受渡日は当該注文が発生した日の翌々営業日になります。

<p>店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為</p>	<p>u) 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v）において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成 23 年 8 月 1 日以降は想定元本の 4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させる事なく当該取引を継続する事</p> <p>v) 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日毎の一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させる事なく取引を継続する事</p>	<p>(記載無し)</p>
------------------------------	---	---------------